本号で公布された法令のあらまし

◇令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三三八号）（内閣府本府）

1　令和四年九月一七日から同月二四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈣　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

㈤　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

㈥　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

㈦　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈧　宮崎県東臼杵郡諸塚村及び椎葉村の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三三九号）（国土交通省）

1　自動車の新規検査等を申請する者が国又は軽自動車検査協会に納めなければならない手数料の額を改めることとした。（第一条、第二条及び第三条第一項関係）

2　この政令は、令和五年一月一日から施行することとした。

◇特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令（政令第三四〇号）（カジノ管理委員会）

1　審査費用の概算額の算定（第四七条関係）

㈠　特定複合観光施設区域整備法（平成三〇年法律第八〇号。以下「法」という。）第二三四条第二項の概算額は、同条第一項の審査の対象となる事項に関する数量に応じて当該審査に要すると見込まれる費用を勘案して算定することとした。

㈡　法第二三四条第三項の概算額は、同項の追加の調査に要すると見込まれる費用を勘案して算定することとした。

2　法第二三四条第二項から第四項までの規定による概算額又は不足額の通知は、同条第七項に規定する事項並びに納付の期限及び場所を記載した書面をもってすることとした。（第四八条関係）

3　カジノ管理委員会は、法第二三四条第二項又は第三項の規定による概算額の納付があったときは、同条第一項の審査が終了した後に一般会計の歳入に繰り入れるため、又は当該概算額を納付した者に返還するため、当該概算額に係る現金の全部を保管することとした。（第四九条関係）

4　カジノ管理委員会は、法第二三四条第二項又は第三項の規定により概算額として納付された額が同条第一項の費用の額を超えるときは、その超える額について、当該概算額を納付した者に返還することとした。（第五〇条関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定複合観光施設区域整備法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三四一号）（カジノ管理委員会）

1　カジノ関連機器等製造業等の許可書の再交付を受ける者等が国に納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第一条第一項及び第四項関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十八号

令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに宮崎県東臼杵郡諸塚村及び椎葉村の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条に規定する措置
備考　上欄の暴風雨とは、令和四年台風第十四号及び同年台風第十五号によるものをいう。	

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　寺田　稔
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄